



広島市景観形成ガイドライン (原爆ドームを望む南北軸の眺望景観)

The Landscape Design Guidelines



目 次

第1章 景観形成ガイドライン(原爆ドームを望む南北軸の眺望景観)について	1
1 目的と位置付け	1
2 使い方	1
第2章 眺望景観保全・形成の考え方	2
1 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の景観誘導の経緯	2
2 眺望景観保全・形成の背景(南北軸線上の眺望景観)	2
3 眺望景観保全・形成の目的(目指すべき姿の実現)	3
4 眺望景観保全・形成の範囲	4
(1)原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(重複する景観計画重点地区と一般区域)	4
(2)原爆ドームの背景となる阿武山(一般区域)	5
第3章 届出制度について	6
1 届出対象行為の概要	6
2 対象エリアごとの解説	7
(1)原爆ドーム北側眺望景観保全エリア	7
(2)原爆ドームの背景となる阿武山	7
第4章 眺望景観保全・形成のための基準	8
1 高さの最高限度の基準	8
(1)高さの最高限度の計算式	8
(参考)ひろしま地図ナビによる高さの最高限度の調べ方(参考値)	8
(2)視点場からの距離に応じた高さの最高限度(参考値)	9
(3)高さの基準適用の具体例	10
ア 高さに含むもの	10
イ 高さの基準の適用除外	11
2 良好的な景観の形成のための基準	12
(1)原爆ドームの背景となる阿武山における建設の制限	12
(2)上空に向かって照射する照明装置の設置の制限	13
第5章 その他の関係する規制について	14
1 高さの規制	14
(1)都市計画法に定める高度地区	14
(2)事前協議要綱に定める高さの基準	15
(3)屋外広告物条例に基づく設置高さの基準	15
2 原爆ドームの背景となる阿武山における屋外広告物の規制	16
第6章 届出等の手続について	17
1 手続の流れ等	17
2 手続窓口	17
3 添付図書	17
(1)原爆ドーム北側眺望景観保全エリア	17
(2)原爆ドームの背景となる阿武山	17